

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

倉敷市農業委員会

農地又は採草放牧地について相続（遺産分割及び包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）
法人の合併・分割、時効等により所有権、賃借権等を取得した場合には、農業委員会にその旨を通知する必要があります。

なお、この届出により権利の取得が認められるものではありません。

農地法第3条の3第1項の規定による通知に必要なもの

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書【様式】
- 2 委任状（行政書士に届出にかかる権限等を委任する場合）
- 3 その他参考となるべき書類

記載事項等に問題がある時は通知を受理できない場合があります。

〔お問い合わせは〕	倉敷市農業委員会	本庁事務局	086-426-3895
		児島駐在	086-473-4374
		玉島駐在	086-522-8126
		真備駐在	086-698-5042
		庄支所産業建設係	086-462-1212
		茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
		船穂支所産業係	086-552-5110

(記載要領)

1. 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
2. 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
3. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
4. 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
5. 記の4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割及び包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
6. 記の5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
7. 記の6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。